

効率的な手法導入推進基本調査工程管理及び検査規程

(平成25年3月29日付け国土籍第679号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了)

最終改正：令和3年5月6日付け国不籍第13号

国土交通省 不動産・建設経済局地籍整備課長了

1 目的

効率的な手法導入推進基本調査作業規程準則（平成2年総理府令第42号。以下「準則」という。）第6条に規定する管理及び検査の実施については、この規程の定めるところによる。

2 定義

この規程において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

ア 工程管理者

効率的な手法導入推進基本調査について実際に作業を行うもの（以下「作業員」という。）に対して、効率的な手法導入推進基本調査の各工程の作業をこの規程に定める順序に従って適切に行わせる者。

イ 検査者

効率的な手法導入推進基本調査の成果及び中間成果が国土調査法施行令（昭和27年政令第59号。以下「令」という。）及び準則等の規格に適合しているか否かを調査し、当該規格に適合していることを証明する者。

ウ 第三者機関

国土地理院に測量成果の検定機関として登録されている者。

エ 監督者

発注者の命により当該作業を監督する者。

オ 主任技術者

効率的な手法導入推進基本調査の作業を受注した者において、当該契約の履行に関し、作業全般の管理及び統括並びに作業現場の運営及び取締りを行う者。

3 総則

- (1) この規程による各工程の検査に合格しない効率的な手法導入推進基本調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する認証の請求の対象とならないものとする。
- (2) 効率的な手法導入推進基本調査の作業員は、実施した作業のすべてについて、その作業内容及び成果に誤りがないかを点検しなければならない。
- (3) 工程管理者及び検査者は、効率的な手法導入推進基本調査に係る法令の趣旨を理解し、効率的な手法導入推進基本調査の各個別作業及び作業体系並びに工程管理技術に精通した者でなければならない。
- (4) 工程管理及び検査は、別表1「地上法を用いた効率的な手法導入推進基本調査作業の工程分類」又は別表2「航測法を用いた効率的な手法導入推進基本調査作業の工程分類」で定める工程分類について、別表3「効率的な手法導入推進基本調査作業工程管理及び検査

の要目一覧表」(以下「一覧表」という。)に従って行うものとする。ただし、別表2におけるKRD工程については、リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成30年8月24日付け国土籍第405号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長決定)に準じて実施するものとする。

(5) 効率的手法導入推進基本調査において作成した成果については、第三者機関による成果検定を受けるものとする。

4 工程管理又は検査の時期

工程管理は、原則として各工程小分類の作業終了後、検査は全工程の作業の終了後速やかに実施するものとする。

5 工程管理又は検査の記録

工程管理又は検査を実施する場合は、その記録を作成するものとする。

6 自己点検等の徹底

自己点検は、効率的手法導入推進基本調査の成果が所定の精度に保ち、かつ、記録の記載又は表示の誤り等を防止するために行うものである。したがって、作業者は、工程小分類等の作業を終えたときは、速やかにその記録及び成果の全数点検を行うものとし、作業者は黒色による照合のしるし、主任技術者は赤色による照合のしるしを付すものとする。

7 工程管理

(1) 工程管理は、効率的手法導入推進基本調査を実施する者(以下「実施者」という。)が行うものとする。

(2) 工程管理者は、原則として、監督者とする。

(3) 工程管理者は、効率的手法導入推進基本調査を適正かつ円滑に実施するために、作業の進捗状況を確実に把握して、工程管理表に従い作業を進行させるとともに主任技術者に対して一覧表に規定する点検を行わせるものとする。

工程管理者は主任技術者に作業の進捗状況について適宜報告を行わせるものとする。

(4) 工程管理者は、必要に応じて、作業体制、作業方式等の変更を適時適切に指示するものとする。

(5) 工程管理者は、準則及び効率的手法導入推進基本調査作業規程準則運用基準(平成25年8月26日付け国土籍第171-1号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長了。以下「運用基準」という。)の規定の範囲内において、作業体制、作業方式等の変更を作業者に指示し、報告を求めることができるものとする。ただし、その変更が準則に定めのない方法による場合には、当該指示の前に準則第8条の規定による承認を受けるものとする。

(6) 工程管理者は、観測手簿や精度管理表等の成果品の数値の点検や個々の記載内容の照合、確認を行うものとする。なお、点検箇所には、電磁的記録を除き、緑色による照合のしるし付すものとする。

8 検査

(1) 検査は、効率的手法導入推進基本調査の成果について認証を行う者が行うものとする。

(2) 検査者は、監督者以外の者とする。

(3) 検査者は、検査を終えたときは、別表4の「効率的手法導入推進基本調査工程管理及び検査成績表」を作成するものとする（地上法を用いた効率的手法導入推進基本調査に限る。）。

(4) 検査は、原則として第三者機関による成果検定の終了後に行うものとする。なお、電子納品された成果品は、地籍基本調査成果品電子納品要領（平成25年3月25日付け国土籍第690-2号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課課長発布）に基づき検査を行うものとする。

電子媒体に格納された成果の配置・格納については、地籍基本調査成果電子納品チェッカー等により検査することができるものとする。

(5) 検査の業務については、効率的手法導入推進基本調査に経験の深い者等に委託することを妨げないものとする。ただし、効率的手法導入推進基本調査の外注先及び当該外注先と利害関係のある機関に委託してはならない。

9 抽出の方法

抽出法による検査又は点検は、原則として無作為抽出によるものとし、可能な限り同一地域に集中しないように平均的に行うものとする。

抽出数は、小数点以下を切り上げて算出するものとする。

10 検査・点検における再調査等

(1) 抽出検査又は抽出点検において、合格しないものが検査数又は点検数の10パーセント以上の場合には、直ちに再調査又は再測量を行わせ、合格しないものが検査数又は点検数の10パーセント未満の場合には、合格しないものを修正させた上、当該検査又は点検と同一の抽出率により再検査又は再点検を行うものとする。この場合において、再検査又は再点検に合格しないものがある場合には、直ちに再調査又は再測量を行わせるものとする。

(2) 再点検又は再検査における抽出は、原則として当初の点検又は検査で抽出したものを除くものとする。

11 第三者機関による効率的手法導入推進基本調査成果品の検定

第三者機関による成果品の検定は、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）の「6. 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関によるものとする。

なお、検定については下記の要目の検定を必須とするものとし、検査者は第三者機関の発行する当該成果品の検定証明書及び検定記録書の記載内容の確認を行うものとする。

(1) 地籍基本三角測量、地籍基本多角測量及び地籍基本細部測量（KC、KD及びKF工程）

① 標識の設置（KC3、KD3及びKF3）

写真等による点検

② 観測及び測定（KC4、KD4及びKF4）

1パーセント以上の観測手簿及び観測記簿（以下「観測簿」という。）

の点検

放射法における距離測定観測簿の全数点検（KF工程のみ）

- ③ 計算（KC5、KD5及びKF5）
1パーセント以上の計算簿の点検
精度管理表の全数点検
- ④ 取りまとめ（KC7、KD7及びKF7）
網図の全数点検
5パーセント以上の成果簿の点検

(2) 復元測量（KR工程）

- ① 観測及び測定（KR2）
1パーセント以上の観測簿の点検
放射法における距離測定観測簿の全数点検
計算の全数点検
- ② 計算及び図上街区点等の点検（KR3）
精度管理表の全数点検
- ③ 標識を設置した図上街区点の点検（KR5）
精度管理表の全数点検

(3) 効率的的手法導入推進基本調査図原図及び効率的的手法導入推進基本調査簿案の作成（KH工程）

- ① 効率的的手法導入推進基本調査図原図の作成（KH1）
効率的的手法導入推進基本調査図原図の出来映え点検
- ② 効率的的手法導入推進基本調査簿案の作成（KH2）
1パーセント以上の効率的的手法導入推進基本調査簿案の点検

1.2. 工程管理及び検査の実施要領

(1) 街区現地調査（KE工程）

- ① 作業の準備（KE1）
所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施できるよう、主任技術者が中心となって工程計画を練り上げ、それをわかりやすい工程管理表に取りまとめるとともに、当該工程計画の円滑かつ適正な実施を確保するため、必要十分な作業体制の確保及び関係機関との事前調整等に努めるものとする。
- ② 作業進行予定表の作成（KE2）
主任技術者は、①の作業の準備において示した「工程管理表」を「作業進行予定表」として作成する。
- ③ 現地調査図素図等の作成（KE3）
現地調査図素図について、準則第12条、運用基準第8条等に照らして適正かどうか、あわせて、記載及び表示に誤りがないかどうかを点検する。また、現地調査図一覧図の記載が、準則第12条の3、運用基準第9条等に照らして適正かどうかを点検するものとする。
- ④ 街区現地調査の実施（KE4）
街区現地調査の結果を記録し作成した現地調査図を点検し、現地調査の適切性を確

認する。

⑤ 取りまとめ (KE 5)

現地調査図を不動産登記法 (明治32年法律第24号) 第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面 (以下「登記所地図」という。) 等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による記録等が適正に行われているかどうかを点検する。

⑥ 検査 (KE 6)

現地調査図を登記所地図等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、現地調査による記録等が適正に行われているかどうかを検査する。

(2) 筆界推定現地調査 (KE 工程)

① 作業の準備 (KE 1)

所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施できるよう、主任技術者が中心となって工程計画を練り上げ、それをわかりやすい工程管理表に取りまとめるとともに、当該工程計画の円滑かつ適正な実施を確保するため、必要十分な作業体制の確保及び関係機関との事前調整等に努めるものとする。

② 作業進行予定表の作成 (KE 2)

主任技術者は、①の作業の準備において示した「工程管理表」を「作業進行予定表」として作成するものとする。

③ 調査図素図等の作成 (KE 3)

調査図素図について、調査前筆数の5パーセント以上を抽出して、準則第13条の2から第13条の6まで、及び運用基準第12条等に照らして適正かどうか、あわせて、記載及び表示に誤りがないかどうかを点検するものとする。また、調査図一覧図の記載が、準則第13条の5、運用基準第13条等に照らして適正かどうかを点検するものとする。

④ 筆界に関する情報 (KE 4)

筆界に関する情報に係る資料が適正に収集されていることを点検するものとする。また、調査地域の図郭の5パーセント以上を抽出して、筆界推定線図が運用基準第15条等に照らして適切であるか点検するものとする。

⑤ 筆界推定現地調査の実施 (KE 5)

準則第13条の8及び運用基準第16条に照らして、筆界推定現地調査の結果に基づき調査図及び筆界推定線図が適正に作成されているかどうかを点検するものとする。

⑥ 取りまとめ (KE 6)

調査前筆数の5パーセント以上を抽出して、調査図及び筆界推定線図の記載内容が効率的な手法導入推進基本調査成果の記載要領 (以下「記載要領」という。) に照らして適切であるか点検するものとする。

⑦ 検査 (KE 7)

調査前筆数の5パーセント以上を抽出して、調査図及び筆界推定線図の記載内容が記載要領に照らして適切であるか検査するものとする。

(3) 地籍基本三角測量、地籍基本多角測量及び地籍基本細部測量（KC工程、KD工程及びKF工程）

① 作業の準備（KC1、KD1及びKF1）

（1）及び（2）の①と同じ。

② 選点（KC2、KD2及びKF2）

地籍基本三角点選点図、地籍基本多角点選点図又は地籍基本細部点選点図（以下「選点図」という。）は、地籍基本三角点選点手簿、現地の状況が分かる写真等を資料として、新点及び多角路線の配置が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検する。特に、新点の設置位置については、標識の永久的な保全及び管理が可能な場所であるかどうかを点検し、不適当なものについては再作業を行わせる。

地籍基本三角点平均図、地籍基本多角点平均図又は地籍基本細部点平均図（以下「平均図」という。）は、選点図及び選点手簿等を資料として、網の構成が運用基準に照らして適正であるかどうかを点検し、適正でない場合には再作成を行わせる。

平均図の点検終了後に変更の申し出があった場合は、良否を確認したうえ承諾する。

③ 標識の設置（KC3、KD3及びKF3）

新点の標識が適切に設置されているかどうかを写真等により全数を点検する。また、設置状況を記録した写真については標識の構造、写り具合等について全数を点検する。

④ 観測及び測定（KC4、KD4及びKF4）

観測簿の頁数の1パーセント以上を抽出して、その観測及び測定に使用した測量機が運用基準別表第1及び業務実施計画書等に照らして適正であるかどうか、観測簿の記載内容に誤記、誤読、誤算、脱落、観測又は測定値の訂正、検符漏れ等がないか、観測及び測定結果が運用基準別表に規定する制限内であるかどうかを点検する。また、運用基準別表及び記載要領等に照らして適正であるかどうかを点検する。なお、点検の記録として抽出した観測簿の複写を工程管理及び検査成績表に添付するものとする。

⑤ 計算（KC5、KD5及びKF5）

精度管理表の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容が運用基準別表及び記載要領等に照らして適正であるかどうかを点検する。

なお、電子基準点のみを与点とした場合は、KC5、KD5においてセミ・ダイナミック補正が適正に行われているかを点検するものとする。

⑥ 点検測量（KC6、KD6及びKF6）

点検測量の実施個所が運用基準別表等に照らして適正に選定されているか点検するものとする。また、点検測量に関する精度管理表の全数について、KC5等に準じて点検するものとする。

⑦ 取りまとめ（KC7、KD7及びKF7）

成果簿の総頁数の5パーセント以上を抽出して、網図及び計算簿と照合しながら、誤記、脱落、検符漏れ等がないかどうか点検するとともに、その記載内容が運用基準

別表及び記載要領等に照らして適正であるかどうかを点検する。なお、点検の記録として抽出した成果簿の複写を工程管理及び検査成績表に添付するものとする。

⑧ 検査（KC 8、KD 8 及びKF 8）

第三者機関が作成する検定記録書に基づいて合否の確認を行うとともに、成果品の出来映え検査を行う。

(4) 街区点測量（KL 工程）

① 作業の準備（KL 1）

(1) 及び (2) の①と同じ。

② 街区点測量図の作成（KL 2）

街区点測量図の出来映えが、準則等に照らして適正かどうか全数を点検する。

③ 検査（KL 3）

街区点測量図の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査する。

(5) 復元測量（KR 工程）

① 作業の準備（KR 1）

(1) 及び (2) の①と同じ。

② 観測及び測定（KR 2）

(3) の④と同じ。

③ 計算及び図上街区点等の点検（KR 3）

特定図上街区点、特定図上街区点以外の図上街区点（以下単に「図上街区点」という。）の各 1 パーセント以上を抽出し、当該点に係るすべての辺について座標計算による距離と光波測距儀等による実測距離又は図上街区点資料に記載された辺長との較差が令別表第 4 に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを点検する。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、測定できない辺数と同数の辺数を隣接地域から選定して辺長点検を行うことができる。なお、実施した効率的な手法導入推進基本調査の作業内容により点検を実施することが相応でない辺長点検については、検査者と協議し点検を省略することができる。

④ 復元測量図の作成（KR 4）

復元測量図の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを点検する。

⑤ 標識を設置した図上街区点の点検（KR 5）

標識を設置した図上街区点の 1 パーセント以上を抽出し、当該点に係るすべての辺について座標計算による距離と光波測距儀等による実測距離又は図上街区点資料に記載された辺長との較差が令別表第 4 に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを点検する。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、測定できない辺数と同数の辺数を隣接地域から選定して辺長点検を行うことができる。なお、実施した効率的な手法導入推進基本調査の作業内容により点検を実施することが相応でない場合は、検査者と協議し点検を省略することができる。

⑥ 検査（KR 6）

第三者機関が作成する検定記録書に基づいて合否の確認を行うとともに、成果品の出来映え検査を行う。また、特定図上街区点、標識を設置した図上街区点、標識を設

置していない図上街区点の各0.2パーセント以上を抽出し、当該点に係るすべての辺について座標計算による距離と光波測距儀等による実測距離又は図上街区点資料に記載された辺長との較差が令別表第4に規定する公差（ α の項は除く）の範囲内にあるかどうかを検査する。ただし、視通条件等により一部の辺長の測定が困難な場合には、測定できない辺数と同数の辺数を隣接地域から選定して辺長検査を行うことができる。また、辺長検査は、③計算及び図上街区点等の点検及び⑤標識を設置した図上街区点の点検箇所以外の箇所で実施するものとする。

(6) 効率的な手法導入推進基本調査図原図及び効率的な手法導入推進基本調査簿案の作成（KH工程）

① 効率的な手法導入推進基本調査図原図の作成（KH1）

効率的な手法導入推進基本調査図原図の出来映えが準則、運用基準、記載要領に照らして適正かどうか全数を点検する。

② 効率的な手法導入推進基本調査簿案の作成（KH2）

効率的な手法導入推進基本調査簿案の頁数の1パーセント以上を抽出して、その記載に誤りがないかどうかを、地籍基本細部点成果簿等と照合して点検する。なお、点検の記録として抽出した基本調査簿案の複写を工程管理及び検査成績表に添付するものとする。

③ 検査（KH3）

第三者機関が作成する検定記録書に基づいて合否の確認を行うとともに、成果品の出来映え検査を行う。

効率的な手法導入推進基本調査作業工程管理及び検査規程 別表

(別表1) 地上法を用いた効率的な手法導入推進基本調査作業の工程分類

工程分類 番号頭文字	工程分類名称	備 考
KE	街区現地調査	
KC	地籍基本三角測量	地籍調査における地籍図根三角測量と同様
KD	地籍基本多角測量	地籍調査における地籍図根多角測量と同様
KF	地籍基本細部測量	地籍調査における細部図根測量と同様
KL	街区点測量	
KR	復元測量	図上街区点測量を含む
KH	効率的な手法導入推進基本調査図原図及び効率的な手法導入推進基本調査簿案の作成	

※KC工程を実施しない場合はKE、KD、KF、KL、KR及びKHの、KC及びKDを実施しない場合はKE、KF、KL、KR及びKHの各工程をそれぞれ実施するものとする。

(別表2) 航測法を用いた効率的な手法導入推進基本調査作業の工程分類

工程分類 番号頭文字	工程分類名称	備 考
KE	筆界推定現地調査	
KC	地籍基本三角測量	地籍調査における地籍図根三角測量と同様
KRD	航空測量	
KH	効率的な手法導入推進基本調査図原図及び効率的な手法導入推進基本調査簿案の作成	

※準則第52条の2及び第52条の4の規定に基づき作業（地籍基本三角測量、航空測量）の全部又は一部を省略した場合は、その省略した作業に係る工程（KC及びKRD）は省略して実施するものとする。

(別表3) 効率的な手法導入推進基本調査作業工程管理及び検査の要目一覧表

KE工程 (街区現地調査)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
KE 1	作業の準備	準則 1 1 条	管理	作業体制と作業工程の適切性	
KE 2	作業進行予定表の作成	準則 1 1 条	管理	作業進行予定表の適切性	
KE 3	現地調査図素図等の作成	準則 1 2 条～1 2 条の 3	管理	現地調査図素図等の適切性	
KE 4	街区現地調査の実施	準則 1 3 条	管理	現地調査の適切性	
KE 5	取りまとめ	準則 6 条	管理	現地調査の記録等の適切性	
KE 6	検査		検査	現地調査の記録等の適切性	

KE工程 (筆界推定現地調査)

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
KE 1	作業の準備	準則 1 1 条	管理	作業体制と作業工程の適切性	
KE 2	作業進行予定表の作成	準則 1 1 条	管理	作業進行予定表の適切性	
KE 3	調査図素図等の作成	準則 1 3 条の 3 ～1 3 条の 6	管理	5 パーセント以上の調査図素図の点検 調査図素図等の適切性	記録として複写を添付
KE 4	筆界に関する情報	準則 1 3 条の 7		資料収集の適切性 5 パーセント以上の筆界推定線図の点検	記録として複写を添付
KE 5	筆界推定現地調査の実施	準則 1 3 条の 8	管理	調査図及び筆界推定線図の適切性	
KE 6	取りまとめ		管理	5 パーセント以上の調査図及び筆界推定 線図の点検	記録として複写を添付
KE 7	検査		検査	5 パーセント以上の調査図及び筆界推定 線図の検査	

K C 工程（地籍基本三角測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
K C 1	作業の準備	準則 1 4、2 1 条	管理	作業体制と作業工程の適切性	
K C 2	選点	準則 1 5、1 9、 2 2～2 4 条	管理	新点、多角路線及び網構成の適切性	
K C 3	標識の設置	準則 2 5 条	管理	現地写真による全数点検	
K C 4	観測及び測定	準則 2 6 条	管理	1 パーセント以上の観測簿点検	
K C 5	計算	準則 2 6 条	管理	精度管理表の全数点検	
K C 6	点検測量	準則 2 6 条	管理	実施個所選定の適切性 精度管理表の全数点検	
K C 7	取りまとめ	準則 6、2 6 条	管理	5 パーセント以上の成果簿点検	
K C 8	検査		検査	検定記録書による検査 成果品の出来映え検査	

KD工程（地籍基本多角測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
KD 1	作業の準備	準則 1 4、2 7 条	管理	作業体制と作業工程の適切性	記録として複写を添付
KD 2	選点	準則 1 5、1 9、 2 8～3 0 条	管理	新点、多角路線及び網構成の適切性	
KD 3	標識の設置	準則 3 1 条	管理	現地写真による全数点検	
KD 4	観測及び測定	準則 3 2 条	管理	1 パーセント以上の観測簿点検	
KD 5	計算	準則 3 2 条	管理	精度管理表の全数点検	
KD 6	点検測量	準則 3 2 条	管理	実施個所選定の適切性 精度管理表の全数点検	
KD 7	取りまとめ	準則 6、3 2 条	管理	5 パーセント以上の成果簿点検	
KD 8	検査		検査	検定記録書による検査 成果品の出来映え検査	

K F 工程（地籍基本細部測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
K F 1	作業の準備	準則 1 4、3 3 条	管理	作業体制と作業工程の適切性	記録として複写を添付
K F 2	選点	準則 1 5、1 9、 3 4～3 6 条	管理	新点、多角路線及び網構成の適切性	
K F 3	標識の設置	準則 3 7 条	管理	現地写真による全数点検	
K F 4	観測及び測定	準則 3 8 条	管理	1 パーセント以上の観測簿点検	
K F 5	計算	準則 3 8 条	管理	精度管理表の全数点検	
K F 6	点検測量	準則 3 8 条	管理	実施個所選定の適切性 精度管理表の全数点検	
K F 7	取りまとめ	準則 6、3 8 条	管理	5 パーセント以上の成果簿点検	
K F 8	検査		検査	検定記録書による検査 成果品の出来映え検査	

K L 工程（街区点測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
K L 1	作業の準備	準則 1 4、3 9 条	管理	作業体制と作業工程の適切性	
K L 2	街区点測量図の作成	準則 4 7 条	管理	街区点測量図の出来映えの全数点検	
K L 3	検査		検査	街区点測量図の出来映えの検査	

K R 工程（復元測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
K R 1	作業の準備	準則 1 4、4 8 条	管理	作業体制と作業工程の適切性	
K R 2	観測及び測定	準則 4 9～5 1 条	管理	1 パーセント以上の観測簿点検	記録として複写を添付
K R 3	計算及び図上街区点等の点検	準則 4 9～5 1 条	管理	特定図上街区点の 1 パーセント以上の辺長点検 図上街区点の 1 パーセント以上の辺長点検	実施していない作業の点検は省略できる
K R 4	復元測量図の作成	準則 5 2 条	管理	復元測量図の出来映えの全数点検	
K R 5	標識を設置した図上街区点の点検	準則 4 8～5 1 条	管理	標識を設置した図上街区点の 1 パーセント以上の辺長点検	実施していない場合は省略できる
K R 6	検査		検査	特定図上街区点の 0.2 パーセント以上の辺長検査 標識を設置した図上街区点の 0.2 パーセント以上の辺長検査 標識を設置していない図上街区点の 0.2 パーセント以上の辺長検査 検定記録書による検査 成果品の出来映え検査	K R 3、K R 5 で実施していない点検は省略する

KH工程（効率的手法導入推進基本調査図原図及び効率的手法導入推進基本調査簿案の作成）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
KH 1	効率的手法導入推進基本調査図原図の作成	準則 5 3 条	管理	基本調査図原図の出来映えの全数点検	
KH 2	効率的手法導入推進基本調査簿案の作成	準則 5 3 条	管理	1 パーセント以上の照合点検	記録として複写を添付
KH 3	検査		検査	検定記録書による検査 成果品の出来映え検査	

(別表4)

(令和 年度) 効率的な手法導入推進基本調査(地上法) 工程管理及び検査成績表

都道府県名	市町村名	地区名	面積(Km ²)	精度区分	縮尺	調査期間
						令和 年 月 ~ 令和 年 月
実行機関	主任技術者名	工程管理者名	監督補助機関名	検査者(検査委託者)	点検年月日	
番号	工程	点検及び検査の要目		可否	記事	
(KE)	(街区現地調査)					
1	作業の準備	作業体制と工程の適切性				
2	作業進行予定表の作成	作業進行予定表の適切性				
3	現地調査図素図等の作成	現地調査図素図等の適切性				
4	街区現地調査の実施	現地調査の適切性				
5	取りまとめ	現地調査図の記録等の適切性				
6	検査	現地調査図の記録等の適切性				
(KC)	(地籍基本三角測量)					
1	作業の準備	作業体制と工程の適切性				
2	選点	新点、多角路線及び網構成の適切性				
3	標識の設置	現地写真による全数点検				
4	観測及び測定	1パーセント以上の観測簿点検			頁(抽出 頁)	
5	計算	精度管理表の全数点検				
6	点検測量	実施箇所選定の適切性、精度管理表の全数点検				
7	取りまとめ	5パーセント以上の成果簿点検			頁(抽出 頁)	
8	検査	検定記録書による検査、成果品の出来映え検査				
(KD)	(地籍基本多角測量)					
1	作業の準備	作業体制と工程の適切性				
2	選点	新点、多角路線及び網構成の適切性				
3	標識の設置	現地写真による全数点検				
4	観測及び測定	1パーセント以上の観測簿点検			頁(抽出 頁)	
5	計算	精度管理表の全数点検				
6	点検測量	実施箇所選定の適切性、精度管理表の全数点検				
7	取りまとめ	5パーセント以上の成果簿点検			頁(抽出 頁)	
8	検査	検定記録書による検査、成果品の出来映え検査				
(KF)	(地籍基本細部測量)					
1	作業の準備	作業体制と工程の適切性				
2	選点	新点、多角路線及び網構成の適切性				
3	標識の設置	現地写真による全数点検				
4	観測及び測定	1パーセント以上の観測簿点検			頁(抽出 頁)	
5	計算	精度管理表の全数点検				
6	点検測量	実施箇所選定の適切性、精度管理表の全数点検				
7	取りまとめ	5パーセント以上の成果簿点検			頁(抽出 頁)	
8	検査	検定記録書による検査、成果品の出来映え検査				
(KL)	(街区点測量)					
1	作業の準備	作業体制と工程の適切性				
2	街区点測量図の作成	街区点測量図の出来映えの全数点検				
3	検査	街区点測量図の出来映えの検査				
(KR)	(復元測量)					
1	作業の準備	作業体制と工程の適切性				
2	観測及び測定	1パーセント以上の観測簿点検			頁(抽出 頁)	
3	計算・図上街区点等の点検	特定図上街区点の1パーセント以上の辺長点検 図上街区点の1パーセント以上の辺長点検			精度管理表による	
4	復元測量図の作成	復元測量図の出来映えの全数点検				
5	標識を設置した図上街区点の点検	標識を設置した図上街区点の1パーセント以上の辺長点検			精度管理表による	
6	検査	特定図上街区点の0.2パーセント以上の辺長検査 標識を設置した図上街区点の0.2パーセント以上の辺長検査 標識を設置していない図上街区点の0.2パーセント以上の辺長検査 検定記録書による検査、成果品の出来映え検査				
(KH)	(原図及び簿案の作成)					
1	基本調査図原図	基本調査図原図の出来映えの全数点検				
2	基本調査簿案	1パーセント以上の照合点検			頁(抽出 頁)	
3	検査	検定記録書による検査、成果品の出来映え検査				